

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第16報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

・令和元年7月31日 保医発0731第3号 「検査料の点数の取扱いについて」

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
427	右	下から19行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(37) 略</p> <p>(38) 「37」の(1→3)－β－D－グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。</p> <p>なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「26」のD－アラビニトール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(39)～(47) 略</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(37) 略</p> <p>(38) 「37」の(1→3)－β－D－グルカンは、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。</p> <p>なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「26」のD－アラビニトール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(39)～(47) 略</p>	字句修正